

倉敷市水島障がい者支援センター
(指定特定相談支援事業、指定障害児相談支援事業) 運営規程

(平成 26 年 3 月 26 日訓令第 6 号)

改正 平成 29 年 3 月 30 日訓令第 4 号

令和 3 年 3 月 24 日訓令第 2 号

令和 4 年 12 月 15 日訓令第 15 号

(事業の目的)

第 1 条 倉敷市が設置し、社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団が運営する倉敷市水島障がい者支援センター（以下「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく指定特定相談支援事業及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく指定障害児相談支援事業（以下「事業等」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業等の円滑な運営管理を図るとともに、対象となる障がい者及び障がい児（以下「利用者」という。）又は障がい児の保護者の意思及び人格を尊重し、利用者等の立場に立った適切な指定計画相談支援及び指定障害児相談支援（以下「指定計画相談支援等」という。）を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者又は障がい児の保護者（以下「利用者等」という。）の選択に基づき、適切な障がい福祉サービス等が、多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行うものとする。

2 事業等の実施にあたっては、利用者に提供される障がい福祉サービス等が特定の種類又は特定の障がい福祉サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行われるように努めるものとする。

3 事業等の実施にあたっては、関係市町村及び障がい福祉サービス事業者等、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 前 3 項の他、関係法令等を遵守し、事業等を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業等を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	所在地
倉敷市水島障がい者支援センター	倉敷市水島東栄町 12 番 28 号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1 名（常勤職員）

管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定さ

れている事業等の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 相談支援専門員 1名以上（常勤職員）

相談支援専門員は、利用者の日常生活全般に関する相談、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画（以下「サービス等利用計画等」という。）の作成及び継続的なモニタリング等を行い、適切な障がい福祉サービス又は障害児通所支援等の利用が行われるようにする。

（開所日及び開所時間）

第5条 事業所の開所日及び開所時間は、次のとおりとする。

(1) 開所日 火曜日から日曜日までとする。ただし、12月29日から翌年1月3日までの日を除く。

(2) 開所時間 午前9時から午後7時までとする。

（指定計画相談支援等を提供する主たる対象者）

第6条 事業所において指定計画相談支援等を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 身体障がい者（18歳未満の者を除く）

(2) 知的障がい者（18歳未満の者を除く）

(3) 精神障がい者（18歳未満の者を含む）

(4) 障がい児（18歳未満の身体障がい者及び知的障がい者）

(5) 難病等対象者

（指定計画相談支援等の提供方法及び内容）

第7条 指定計画相談支援等の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

(1) サービスの提供方法等についての説明

利用者等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者等又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障がいを有するものによる支援等適切な手法を通じ行うものとする。

(2) アセスメント（支援する上で解決すべき課題等の把握）の実施

(ア) 適切な方法により、利用者等の心身の状況、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者等の希望する生活や利用者等が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行うものとする。

(イ) 利用者等の居宅を訪問し、利用者等及びその家族に面接して行うものとする。

また面接の趣旨を利用者等及びその家族に対して十分に説明し、理解を得るものとする。

(3) サービス等利用計画等の案の作成

(ア) アセスメントに基づき、地域における指定障害福祉サービス及び指定施設支援が提供される体制を勘案して、最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて

検討し、利用者等及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容及び量並びに福祉サービス等を提供する上での留意事項等を記載するものとする。

(イ) サービス等利用計画等の案の内容について、利用者等又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得るものとする。

(ウ) サービス等利用計画等の案を作成した際には、サービス等利用計画等の案を利用者等に交付するものとする。

(4) サービス担当者会議の開催及びサービス等利用計画等の作成

(ア) サービス等利用計画等の案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集して行うサービス担当者会議の開催等により、サービス等利用計画等の案の内容について説明を行うとともに、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

(イ) サービス担当者会議を踏まえて作成した、サービス等利用計画等の内容について、利用者等又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得るものとする。

(ウ) サービス等利用計画等を作成した際には、サービス等利用計画等を利用者等及び担当者に交付するものとする。

(5) モニタリング（サービス等利用計画等の実施状況の把握）の実施

(ア) 利用者等及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的にを行い厚生労働省令で定める期間ごとに利用者等の居宅等を訪問し、利用者等に面接し、その結果を記録するものとする。

(イ) モニタリングの結果、必要に応じてサービス等利用計画等を変更し、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定又は地域相談支援給付決定が必要であると認められる場合には、利用者等に対し、支給決定又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨を行うものとする。

(6) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(1) から (5) に附帯するその他必要な支援、相談、助言を行うものとする。

(地域生活支援拠点等の機能を担う事業所)

第8条 事業所は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示395号）第一の二の3」に規定する地域生活支援拠点等として、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う「地域の体制づくり」の機能を担う。

(事業等の実施地域)

第9条 事業等の実施地域は、倉敷市の全域とする。ただし、特に必要があると認める場合は、市域を越える実施も可能とする。

(利用者等から受領する費用の額等)

第10条 法定代理受領を行わない指定計画相談支援等を提供した際は、厚生労働大臣が

定める基準により算定した相談支援給付費の額の支払を受けるものとする。

- 2 前項の費用の支払を受けた場合には、当該費用に係る領収書を、当該費用を支払った利用者等に対し交付するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第11条 事業所は、虐待の早期発見に努め、虐待を受けたと思われる利用者等を発見した際は、関係機関に通告するものとする。

- 2 事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、虐待防止等責任者及び虐待防止等担当者の選定、成年後見制度の利用支援及び職員に対する研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

- 3 社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団が定期的を開催する虐待防止及び身体拘束等適正化委員会へ虐待防止等責任者又は虐待防止等担当者が出席し、その結果について職員への周知徹底を図るものとする。

(身体拘束等の禁止)

- 第12条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団が定期的を開催する虐待防止及び身体拘束等適正化委員会に虐待防止等責任者又は虐待防止等担当者が出席し、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(2) 職員は、虐待防止及び身体拘束等適正化委員会が整備した身体拘束等適正化のための指針を遵守する。

(3) 職員は、虐待防止及び身体拘束等適正化委員会が定期的を実施する身体拘束等適正化のための研修を受講する。

(緊急時及び事故発生時等における対応)

- 第13条 事業所は、事業等の提供を行っているときに、利用者に病状の急変その他緊急の事態が生じたときは、速やかに医療機関へ連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

- 2 事業所は、利用者に対する指定計画相談支援等の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

- 3 事業所は、前項の状況及び事故に際して採った処置について、記録するものとする。

- 4 事業所は、利用者に対する指定計画相談支援等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情解決)

- 第14条 事業所は、提供した指定計画相談支援等に関する利用者等からの苦情に迅速か

つ適切に対応するために、苦情を受付ける窓口を設置するとともに、苦情を受け付けた場合には当該苦情の内容を記録する等、必要な手順を定めるものとする。

(秘密保持)

第 15 条 事業所の職員は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者等又はその家族の秘密を洩らしてはならない。またその職を退いた後も同様とする。

2 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者等又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により同意を得ておかなければならない。

(その他運営についての留意事項)

第 16 条 事業所は、職員の質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後 6 か月以内

(2) 継続研修 年 2 回

(3) その他関係機関が開催する研修会等への参加

2 職員は、利用者等からその対償として金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

3 事業所には、設備、備品、職員、会計に関する諸記録を整備するとともに、利用者に対する指定計画相談支援等の提供に関する諸記録を整備し、当該指定計画相談支援等を提供した日から 5 年間保存するものとする。

(委任)

第 17 条 この規程に定めるもののほか、運営に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 3 月 30 日訓令第 4 号)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月 24 日訓令第 2 号)

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 4 年 12 月 15 日訓令第 15 号)

この規程は、議決の日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。